

緊急時モニタリング計画作成要領 第1版	愛媛県緊急時モニタリング計画（案）	備考
1. 目的 (1) 緊急時モニタリングの目的 (2) 緊急時モニタリング計画の目的	1 目的 (1) 緊急時モニタリングの目的 (2) 緊急時モニタリング計画の目的	1
2. 基本的事項 (1) 基本方針 (2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係 (3) 「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」の作成	2 基本的事項 (1) 基本方針 (2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係 (3) 「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」の作成	2
3. 緊急時モニタリング等の体制 (1) 緊急時モニタリング体制 (2) 「○（所在都道府県名）モニタリング本部」の設置 (3) 緊急時モニタリングセンターの体制	3 緊急時モニタリング等の実施体制 (1) 緊急事態区分ごとの緊急時モニタリング等の体制 (2) 「愛媛県モニタリング本部」の設置 (3) 緊急時モニタリングセンター（E M C）の体制	2
4. 緊急時モニタリング等の体制の整備 (1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の動員体制の整備 (2) モニタリング資機材等の整備・維持管理 (3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備 (4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施 (5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	4 緊急時モニタリング等の体制の整備 (1) 愛媛県モニタリング本部及びE M Cの構成要員の動員体制の整備 (2) モニタリング資機材等の整備・維持管理 (3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備 (4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施 (5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	3
5. 協力要請 (1) ○（都道府県名）内市町村に対する協力要請 (2) 緊急時モニタリングセンター構成要員等の追加派遣要請	5 協力要請 (1) 愛媛県内の市町に対する協力要請 (2) 海洋モニタリング及び航空機モニタリングの協議	5
6. 緊急時等の対応 (1) 情報収集事態における対応 (2) 警戒事態における対応 (3) 施設敷地緊急事態における対応 (4) 全面緊急事態における対応 (5) 中期モニタリング (6) 復旧期モニタリング	6 緊急時等における対応 (1) 情報収集事態における対応 (2) 警戒事態における対応 (3) 施設敷地緊急事態における対応 (4) 全面緊急事態における対応 (5) 中期モニタリング (6) 復旧期モニタリング	5
7. モニタリング結果の確認及び公表 (1) モニタリング結果の妥当性の確認 (2) モニタリング結果の公表	7 モニタリング結果の確認及び公表 (1) モニタリング結果の妥当性の確認 (2) モニタリング結果の公表	7
8. 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等 (1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の安全確保 (2) 被ばく管理 (3) 被ばく管理基準 (4) 緊急時モニタリングセンター構成要員の防護措置	8 E M C構成要員の被ばく管理等 (1) E M C構成要員の安全確保 (2) 被ばく管理 (3) 被ばく管理基準 (4) E M C構成要員の防護措置	8
9. その他 (別添)	9 その他 (別添)	9
・緊急時モニタリングの体制 ・緊急時モニタリングセンター 各グループの役割 ・緊急時モニタリングセンターの構成図	1 緊急時モニタリング体制の全体図 (1) 施設敷地緊急事態 (2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応） (3) 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後） 2 緊急時モニタリングの体制 3 E M Cの構成図	10 10 10 11 12 14
		・緊急モニタリングの全体図を追加。

3-1 緊急時モニタリングの目的

(記載例)

1. 目的

(1) 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）（以下、「O I L」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的とする。

(2) 緊急時モニタリング計画の目的

この計画は、「○（都道府県名）」が、原子力災害対策指針、防災基本計画（原子力災害対策編）及び○（都道府県名）地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備等及び緊急時モニタリングに関する基本的事項について定めたものであり、○（都道府県名）が国の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施できるようにすること等を目的とする。

1. 目的

(1) 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集」、「運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level（以下「O I L」という。））に基づく防護措置の実施の判断材料の提供」及び「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供」を目的とする。

(2) 緊急時モニタリング計画の目的

この計画は、愛媛県が、「原子力災害対策指針」、「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）」等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等について定めたものであり、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的とする。（別図1参照：緊急時モニタリング体制の全体図）

国は、緊急時に直ちにこの「緊急時モニタリング計画」を参照し、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載した「緊急時モニタリング実施計画」を策定する。また、国は、そのために必要な情報収集等の準備を行うとともに、「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化及び長期化に備えた要員及び資機材の動員計画をあらかじめ定める。

2. 基本的事項

(1) 基本方針

原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、○（都道府県名）は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「○（都道府県名）モニタリング本部」を設置する。○（都道府県名）は、国が行う緊急時モニタリングセンター（EMC : Emergency Radiological Monitoring Center（以下、「EMC」という。））の立上げ準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。

原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」において、○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、○（所在都道府県名）内原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。○（都道府県名）は、国の統括の下でEMCの一員としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

原子力災害対策指針で定める「全面緊急事態」においては、「施設敷地緊急事態」における体制と同様の体制を継続する。

- ・国全体の組織と県（EMC）の関係が明確にわかるような全体図を追加。
- ・目的に国に対応を記載

なお、UPZを有する山口県と連携を図るものとする。

- ・関係市町も参画するため記載（関係市町は、PAZ及びUPZに係る伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町（以下「重点市町」という。）、山口県、四国電力株式会社並びに関係指定公共機関は参画する。愛媛県は、国の統括の下でEMCの構成員としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。）

- ・山口県と連携を図ることを記載

<p>(2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</p> <p>本計画は、○（都道府県名）の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、EMC構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに○○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）の緊急時モニタリング計画等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について定めるものである。</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、施設敷地緊急事態に至った際には、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）又は全面緊急事態に至った際には、政府の原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」）によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。</p> <p>(3) 「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」の作成</p> <p>○（都道府県名）は、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」を作成する。</p>	<p>(2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</p> <p>本計画は、愛媛県の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、EMC構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに山口県の「緊急時モニタリング計画」等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について定めるものである。</p> <p>「緊急時モニタリング実施計画」は、施設敷地緊急事態に至った際には、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）又は全面緊急事態に至った際には、政府の原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が策定する。なお、EMCは、事故の進展等に応じて必要が生じた場合には、同実施計画の改訂を提案するものとする。</p> <p>(3) 「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」の作成</p> <p>愛媛県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EMCが同実施計画の改訂を提案することを記載
--	---	--

3-3 緊急時モニタリング等の体制

(記載例)

<p>3. 緊急時モニタリング等の体制</p> <p>(1) 緊急時モニタリング体制</p> <p>○（都道府県名）は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分ごとに別表1のとおり定める。（別表1参照：緊急時モニタリング等の体制）</p> <p>(2) 「愛媛県モニタリング本部」の設置</p> <p>警戒事態発生後、愛媛県は原子力センターに「愛媛県モニタリング本部」を設置する。 愛媛県モニタリング本部は、以下の機関の職員により構成する。</p> <p>①愛媛県 ②伊方町 ③八幡浜市 ④四国電力株式会社</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、EMC設置時にEMCに再編されるものとする。 なお、EMCの設置には至らず、緊急時モニタリングの必要性がなくなったと判断されたときは、愛媛県モニタリング本部を廃止する。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制</p>

<p>3. 緊急時モニタリング等の実施体制</p> <p>(1) 緊急事態区分ごとの緊急時モニタリング等の体制</p> <p>愛媛県は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分ごとに別表1のとおり定める。（別表1参照：緊急時モニタリング等の体制）</p> <p>(2) 「愛媛県モニタリング本部」の設置</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、以下の機関の職員により構成する。</p> <p>①愛媛県 ②伊方町 ③八幡浜市 ④四国電力株式会社</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、EMC設置時にEMCに再編されるものとする。 なお、EMCの設置には至らず、緊急時モニタリングの必要性がなくなったと判断されたときは、愛媛県モニタリング本部を廃止する。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 愛媛県モニタリング本部の動員体制についても記載するため追加 • わかりやすいように別表名を記載 • 愛媛県モニタリング本部の構成を記載 • EM C立上に至らなかった場合の廃止基準を記載
---	--

<p>ア 施設敷地緊急事態に至った際に、国が△△（オフサイトセンター及び環境放射線監視センター等）に設置するEMCの機関構成は以下のとおり。（別図1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国 ② ○（所在都道府県名） ③ ○○（関係周辺都道府県名） ④ 原子力事業者 ⑤ 関係指定公共機関 ((独) 放射線医学総合研究所及び (独) 日本原子力研究開発機構) ⑥ その他 <p>イ EMCは次の組織で活動する。（別表2参照）なお、センター長は原子力規制庁放射線防護対策部監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は○○（所在都道府県環境放射線監視センター長等）が代行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① センター長（原子力規制庁） ② センター長補佐（○○） ③ 企画調整グループ（原子力規制庁、○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者及び関係指定公共機関） ④ 情報収集管理グループ（原子力規制庁、○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者及び関係指定公共機関） ⑤ 測定分析担当（○（都道府県名）、○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者及び関係指定公共機関） 	<p>ア 施設敷地緊急事態に至った際に、国は、オフサイトセンター（以下「OFC」という。）及び愛媛県原子力センター等にEMCを設置する。</p> <p>EMCは以下の機関の職員により構成する。（別図2参照：EMCの構成図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国 ② 愛媛県 ③ 重点市町 ④ 山口県 ⑤ 四国電力株式会社 ⑥ 関係指定公共機関 ((独) 放射線医学総合研究所及び (独) 日本原子力研究開発機構) ⑦ その他応援機関等（民間機関等） <p>イ EMCは次の組織で活動する。なお、センター長は原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所長、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所長代理、愛媛県原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員（以下「モニタリング対策官等」という。）の順で代行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① センター長（原子力規制庁） ② センター長代理（モニタリング対策官等） ③ 企画調整グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等） ④ 情報収集管理グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等） ⑤ 測定分析グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点市町を記載 ・EMCセンター長の代行について、EMC設置要領を参考に修正
<p>3-4 緊急時モニタリング等の体制の整備 (記載例)</p> <p>4. 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター構成要員等の動員体制の整備</p> <p>ア ○（都道府県名）は、EMCに派遣する○（都道府県名）のEMC構成要員を「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」において定める。</p> <p>イ ○（都道府県名）は、毎年度、人事異動等の状況を反映させた○（都道府県名）内のEMC構成機関のEMC構成要員のリストを収集する。</p> <p>ウ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの要員の動員計画をあらかじめ定める</p>	<p>4. 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>(1) 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の動員体制の整備</p> <p>ア 愛媛県は、愛媛県モニタリング本部及びEMCの業務に当たる人数について、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において定める。</p> <p>イ 愛媛県は、愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員（以下「EMC等構成要員」という。）の動員体制について、EMC等構成要員の派遣元機関と調整し、派遣元機関別の人数を「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において定める。</p> <p>ウ 愛媛県は、毎年度、人事異動等の状況を反映させた愛媛県内のEMC等構成要員の派遣元機関からEMC等構成要員のリストを収集する。</p> <p>エ 原子力規制委員会は、毎年度、人事異動等の状況を反映させたEMC構成要員のリス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領にEMC等構成要員の必要な要員数を定めることを記載 ・原子力規制委員会が、EMC全体の

<p>こととしており、○（都道府県名）は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」において○（都道府県名）の緊急時モニタリング体制を定め、常に最新の状態を保つ。</p> <p>エ ○（都道府県名）は、「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」で定めたEMC構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。</p>	<p>トを収集し、各派遣元機関と共有する。</p> <p>オ 国及び愛媛県は、EMC等構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。</p> <p>カ EMCは、状況に応じて追加の要員を動員する必要がある場合は、緊急時対応センター（ERC : Emergency Response Center（以下「ERC」という。））に必要な追加要員の動員を要請する。</p>	<p>要員のリストを収集して作成し、各派遣元機関と共有することを記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加要員の動員はEMCがERCに要請することを記載
<p>(2) モニタリング資機材等の整備・維持管理</p> <p>ア ○（都道府県名）は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行う。なお、平常時から定期的な校正やクロスチェック等を実施し利用可能な状態に保つ。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の動員計画をあらかじめ定めることとしており、○（都道府県名）は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」において○（都道府県名）の緊急時モニタリング体制を定め、常に最新の状態を保つ。</p> <p>ウ ○（都道府県名）は、持続可能なモニタリング体制を維持するため、○（都道府県名）内で活動するEMC構成要員の宿泊施設や活動に必要な燃料を確保し、あらかじめ想定される物資（水・食料等）を備蓄する。</p>	<p>(2) モニタリング資機材等の整備・維持管理</p> <p>ア 愛媛県は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行う。なお、平常時から定期的な校正やクロスチェック等を実施し利用可能な状態に維持する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の動員計画をあらかじめ定める。愛媛県は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において愛媛県の緊急時モニタリング資機材の動員計画を定め、常に最新の状態を保つ。</p> <p>ウ 国及び愛媛県は、持続可能なモニタリング体制を維持するため、愛媛県内で活動するEMC等構成要員の宿泊施設や活動に必要な燃料を確保し、あらかじめ想定される物資（水・食料等）を備蓄する。</p> <p>エ EMCは、状況に応じて追加の資機材を動員する必要がある場合は、ERCに必要な追加資機材の動員を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加資機材の動員はEMCがERCに要請することを記載
<p>(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</p> <p>(1) 及び(2)のほか、空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等の緊急時モニタリングを実施するうえで必要な関連情報・資料について、○（都道府県名）は、「○（都道府県名）緊急時モニタリング実施要領」に添付し、定期的に見直しを図る。</p>	<p>(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</p> <p>愛媛県は、(1) 及び(2)のほか、空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等の緊急時モニタリングを実施するうえで必要な関連情報・資料について、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に添付し、定期的に見直しを図る。</p>	
<p>(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</p> <p>緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、○（都道府県名）は、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておくとともに、○（所在都道府県名）は、○（所在都道府県名）内原子力事業者と測定結果を共有する。</p>	<p>(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施</p> <p>愛媛県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておくとともに、国及び四国電力株式会社と測定結果を共有する。</p>	
<p>(5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>ア ○（都道府県名）は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、地方放射線モニタリング対策官と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。</p> <p>イ ○（都道府県名）は、原子力規制庁、○○（所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名）、原子力事業者、関係指</p>	<p>(5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>ア 愛媛県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、地方放射線モニタリング対策官と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 愛媛県は、原子力規制庁、重点市町、山口県、四国電力株式会社、関係指定公共機関等EMC等構成要員の派遣元機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図る</p>	

定公共機関等EMC構成機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。

ウ ○（都道府県名）は、EMC構成機関からEMCへ派遣される要員等の受け入れ体制を整備する。

エ ○（都道府県名）は、災害等の様々な要因によりEMC構成要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、警戒事態における緊急時モニタリングの準備等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。

3-5 協力要請

（記載例）

5. 協力要請

（1）○（都道府県名）内市町村に対する協力要請

○（都道府県名）は、○（都道府県名）内市町村に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

（2）緊急時モニタリングセンター構成要員等の追加派遣要請

EMCセンター長は、EMC構成要員等の追加の支援が必要な場合には、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部にEMC構成要員の追加派遣を要請する。

3-6 緊急時の対応

（記載例）

6. 緊急時の対応

（1）情報収集事態における対応

情報収集事態（原子力施設等所在市町村において震度5弱以上（所在都道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）の地震の発生を認知した場合）に至った際には、○（都道府県名）は、原子力施設からの放射性物質の放出を検出することをできるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、○（都道府県名）は自然災害等の影響により固定観測局や大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等に異常がある場合には代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

（2）警戒事態における対応

警戒事態に至った際には、○（都道府県名）は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「○（都道府県名）モニタリング本部」を設置し平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

ア EMCの設置準備

○（都道府県名）は、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、EMC構成機関の要員の受け入れ態

るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。

ウ 愛媛県は、EMC等構成要員の派遣元機関からEMC等へ派遣される要員の受け入れ体制を整備する。

エ 愛媛県は、災害等の様々な要因によりEMC等構成要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、警戒事態における緊急時モニタリングの準備等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。

5. 協力要請

（1）愛媛県内の市町に対する協力要請

愛媛県は、愛媛県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

（2）海洋モニタリング及び航空機モニタリングの協議

EMCセンター長は、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部に、海洋モニタリング及び航空機モニタリングの実施について、必要に応じて協議を行う。

6. 緊急時等における対応

（1）情報収集事態における対応

原子力規制委員会初動対応マニュアルで定める「情報収集事態」（愛媛県伊方町において震度5弱以上（愛媛県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）の地震の発生を認知した場合）に至った際には、愛媛県は、放射性物質の放出を検出することができるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、愛媛県は、自然災害等の影響により固定観測局や大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

（2）警戒事態における対応

警戒事態に至った際には、愛媛県は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「愛媛県モニタリング本部」を設置し、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に定める平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、愛媛県は、地方放射線モニタリング対策官及びOFCに参集している要員と協力して、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、EMC構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。

・「4. 緊急時モニタリング等の体制の整備」に記載したため削除

・海洋モニタリング及び航空機モニタリングの実施の協議について明記

・警戒事態の具体的な対応については、実施要領に記載

勢の確保を行う。

イ 固定観測局の確認

○(都道府県名)モニタリング本部は、固定観測局の稼働状況等の確認を実施する。また、○(都道府県名)モニタリング本部は、自然災害等の影響により異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

ウ 固定観測局による測定の強化

○(都道府県名)モニタリング本部は、固定観測局による空間放射線量率等の測定を強化する。

エ 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定の開始

○(都道府県名)モニタリング本部は、可搬型モニタリングポスト等を設置予定地点へ設置し、測定を開始する。

オ モニタリングカー等の出動準備と交通情報の取得

○(都道府県名)モニタリング本部は、モニタリングカー等の出動に備えて設備等の確認を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。

カ 放出源情報等の収集

○(所在都道府県名)モニタリング本部は、原子力事業者から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果）及び敷地内気象情報を収集する。

キ 必要な資料の準備

○(所在都道府県名)は、原子力施設周辺の平常時の空間放射線量率及び環境試料中放射性核種濃度等に係る資料を準備する。

(3) 施設敷地緊急事態における対応

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、△△(オフサイトセンター及び環境放射線監視センター等)にEMCを設置する。○(都道府県名)、○○(所在都道府県においては関係周辺都道府県名、関係周辺都道府県においては所在都道府県名)、○(所在都道府県名)内原子力事業者及び関係指定公共機関は、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。具体的には、固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、必要に応じ可搬型モニタリングポスト等の配置の見直しを行う。

なお、○(都道府県名)は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、○(都道府県名)が定めた本計画及び「○(都道府県名)緊急時モニタリング実施要領」に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの一員として、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 全面緊急事態における対応

EMCは、施設敷地緊急事態における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。具

(3) 施設敷地緊急事態における対応

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、OFC及び愛媛県原子力センター等にEMCを設置するとともに、必要に応じた要員数等の調整を開始する。国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関は、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

・施設敷地緊急事態の具体的な対応については、実施要領に記載

なお、愛媛県は、国が策定する「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの間は、愛媛県が定めた本計画及び「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に基づき、また、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、EMCの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 全面緊急事態における対応

全面緊急事態に至った際には、EMCは、施設敷地緊急事態における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタ

<p>体的には、O I Lの防護措置の判断材料の提供のため、固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による空間放射線量率の連続測定を行う。更に必要に応じて、E M Cは、モニタリングカー又は高線量率測定用のサーベイメータ等を用いてモニタリングを実施する。</p> <p>また、空間放射線量率の測定結果が $0.5 \mu \text{Sv/h}$ (周辺線量当量率) を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。</p> <p>E M Cは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、適宜緊急時モニタリング実施計画の改訂について、原子力災害対策本部に提案する。</p>	<p>リングを実施する。</p> <p>また、空間放射線量率の測定結果が飲食物に係るスクリーニング基準 $0.5 \mu \text{Sv/h}$ (周辺線量当量率) を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。</p> <p>E M Cは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、適宜緊急時モニタリング実施計画の改訂について原子力災害対策本部に提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態の具体的な対応については、実施要領に記載
--	---	---

(記載例)

6. 緊急時の対応

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

(記載例)

6. 緊急時の対応

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

3-7 モニタリング結果の確認及び公表

(記載例)

7. モニタリング結果の確認及び公表

(1) モニタリング結果の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下本項において同様。）については、E M C（警戒事態においては○（都道府県名）モニタリング本部。以下本項において同様。）に集め、E M Cは、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、E M Cから原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部（警戒事態においては、○（都道府県名）モニタリング本部から○（都道府県名）原子力災害警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故警戒本部）に現地の情報を必要に応じて付与し報告する。

さらに、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部で評価した緊急時モニタリングの結果について○（都道府県名）は関係市町村と共有する。

(2) モニタリング結果の公表

ア E M C設置前におけるモニタリング結果の公表

7. モニタリング結果の確認及び公表

(1) モニタリング結果の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下本項において同様。）については、E M C（警戒事態においては愛媛県モニタリング本部。以下本項において同様。）に集約し、E M Cは、測定方法や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、E M Cから原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部のE R C（警戒事態においては、愛媛県モニタリング本部から愛媛県災害警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故警戒本部）に、現地の情報を必要に応じて付与し報告する。

(2) モニタリング結果の公表

ア E M C設置前におけるモニタリング結果の公表

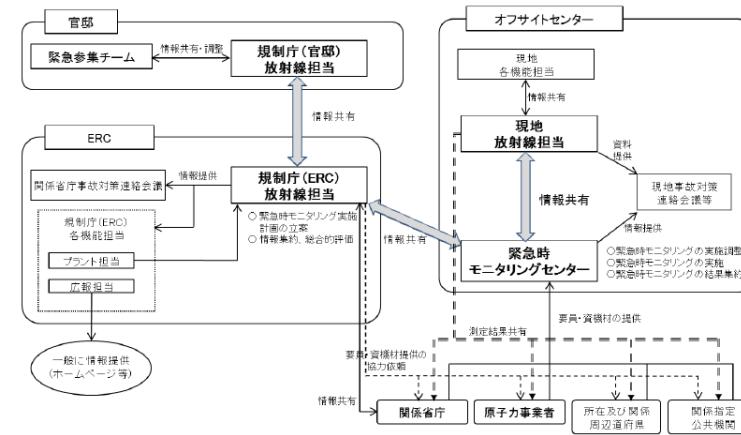
<p>「○（都道府県名）モニタリング本部」から報告を受けた「○（都道府県名）本部」は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。</p> <p>イ EMC設置後における緊急時モニタリング結果等の公表</p> <p>原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、ホームページ等で公表することとしている。</p> <p>また、○（都道府県名）は、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果を原子力規制委員会事故現地対策本部又は原子力災害現地対策本部から速やかに入手し、必要に応じてホームページ等で公表する。公表の際には住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。</p>	<p>愛媛県モニタリング本部から報告を受けた愛媛県災害警戒本部は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。</p> <p>イ EMC設置後における緊急時モニタリング結果等の公表</p> <p>原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、愛媛県及び関係機関に報告するとともに、ホームページ等で公表する。</p> <p>また、愛媛県は、原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。</p> <p>各本部の公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策本部等は、解析・評価した結果を愛媛県等に報告することを明記
<p>3-8 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等 (記載例)</p> <p>8. 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の安全確保</p> <p>EMCセンター長は、EMC構成要員に対して、当該EMC構成要員が所属する機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。</p> <p>○（都道府県名）は、○（都道府県名）の関係する規定に基づき○（都道府県名）のEMC構成要員の安全を確保する。</p> <p>(2) 被ばく管理</p> <p>ア ○（都道府県名）は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動する○（都道府県名）のEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録する。また、EMCに派遣する○（都道府県名）のEMC構成要員の被ばく線量を管理する。</p> <p>イ EMCセンター長は、EMC構成機関と協力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。具体的には、EMCは、各機関が取りまとめたそれぞれのEMC構成要員の個人被ばく線量を収集・把握するとともに、緊急時モニタリング実施内容（指示書）の作成の際に考慮する。</p> <p>なお、空間放射線量率測定及び試料採取については、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。</p> <p>(3) 被ばく管理基準</p> <p>○（都道府県名）のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については緊急時モニタリング実施要領等で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニ</p>	<p>8. EMC構成要員の被ばく管理等</p> <p>(1) EMC構成要員の安全確保</p> <p>EMCセンター長は、EMC構成要員に対して、当該EMC構成要員の派遣元機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。</p> <p>(2) 被ばく管理</p> <p>ア EMCセンター長は、EMC構成要員の派遣元機関と協力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。</p> <p>イ EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動するEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録するとともに、その結果をEMC構成要員の派遣元機関に通知する。また、EMC構成要員の派遣元機関は、EMCセンター長から通知された記録に基づき、EMCに派遣するEMC構成要員の被ばく線量を管理する。</p> <p>(3) 被ばく管理基準</p> <p>愛媛県のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については愛媛県地域防災計画等で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成要員の派遣元機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニタリング要員に屋外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アとイの記載順を逆に ・具体的な内容については実施要領に記載

<p>タリング要員に活動中止の指示をする。EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止する。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングセンター構成要員の防護措置</p> <p>ア EMC構成機関は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。</p> <p>イ EMC構成機関は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は服用の指示を出す。</p>	<p>の活動中止の指示等をするものとし、EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成要員の派遣元機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止するものとする。</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置</p> <p>ア EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。</p> <p>イ EMCセンター長は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は服用の指示を出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EMC設置要領を参考に修正 ・ EMC設置要領を参考に修正 ・ EMC設置要領を参考に修正 	
<p>3-9 その他 (記載例)</p> <table border="1" data-bbox="92 584 916 695"> <tr> <td data-bbox="92 584 916 695"> <p>9. その他</p> <p>原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改定する。</p> </td></tr> </table>	<p>9. その他</p> <p>原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改定する。</p>	<p>9. その他</p> <p>原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改定する。</p>	
<p>9. その他</p> <p>原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改定する。</p>			

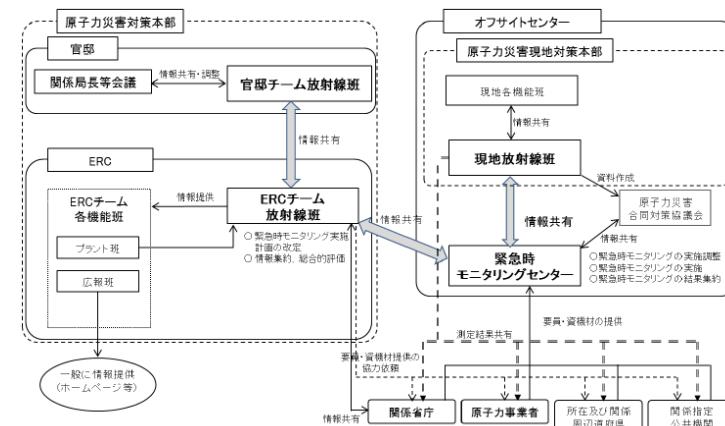
別添

1 緊急時モニタリング体制の全体図

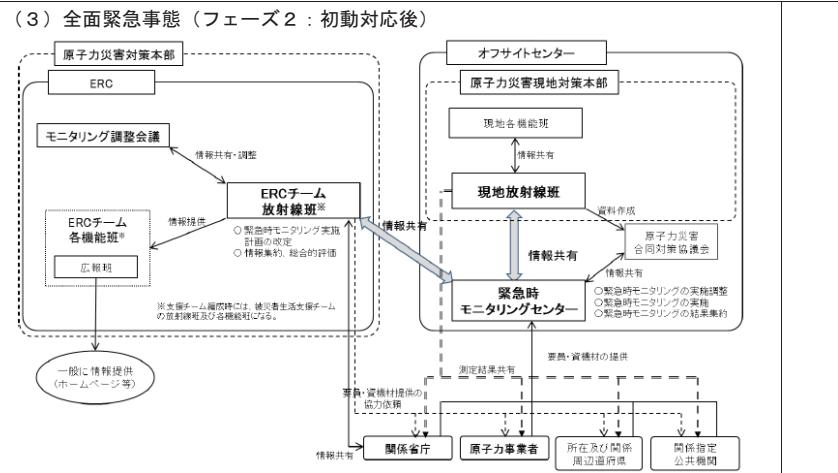
(1) 施設敷地緊急事態



(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）



- 緊急時モニタリングの国と県（EMC）の関係が明確にわかるような全体図を追加。



原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会、平成 24 年 10 月 19 日策定、平成 26 年 10 月 14 日一部改訂）より抜粋

別表1 緊急時モニタリングの体制（所在都道府県の場合の例）

	緊急時モニタリング体制	
	国	○（都道府県名）
【警戒事態】	EMCの設置準備	「○（都道府県名）モニタリング本部」の設置 (構成) ^{※1} ・○（都道府県名） ・ ：
【施設敷地緊急事態】	EMCの設置 ・EMCの体制図については別図1に示す。 ・EMCの各グループの役割については別表2に示す。	EMCへの参画 ^{※2} ・企画調整グループ ・測定収集管理グループ ・測定分析担当
【全面緊急事態】		

※1 警戒事態における都道府県モニタリング本部に参画する構成機関を適宜記載する。

※2 都道府県モニタリング本部を維持する場合は、その体制を記載する。

2 緊急時モニタリングの体制

緊急事態区分	緊急時モニタリング等の体制	
	愛媛県	国
【警戒事態】	「愛媛県モニタリング本部」の設置 (構成) ・愛媛県 ・伊方町 ・八幡浜市 ・四国電力株式会社	EMCの設置準備
【施設敷地緊急事態】	EMCへの再編 ・企画調整グループ ・情報収集管理グループ ・測定分析グループ	EMCの設置 (構成) ・国 ・愛媛県 ・伊方町 ・八幡浜市 ・大洲市 ・西予市 ・宇和島市 ・伊予市 ・内子町 ・山口県 ・四国電力株式会社 ・関係指定公共機関 ・その他
【全面緊急事態】		○EMCの体制図は、別図2に示す。

・具体的な内容を記載

別表2 緊急時モニタリングセンター 各グループの役割（所在都道府県の場合の例）

グループ	業務内容										
センター長 (原子力規制庁監視情報課 放射線環境対策室長)	<ul style="list-style-type: none"> EMCの総括 										
センター長補佐 (○(都道府県名)環境放射線監視 センター長)	<ul style="list-style-type: none"> センター長の補佐 センター長不在の場合、センター長の代行 										
企画調整グループ (別図1参照)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施計画に基づく実施内容（指示書）の作成 緊急時モニタリング結果のERC^{*1}放射線班への報告 緊急時モニタリング結果の現地情報の付与（必要に応じ） 緊急時モニタリング実施計画の改訂の提案 OFC各班から提供される関連情報等のEMC内での共有 OFC放射線班との連絡調整 EMC構成要員、資機材等の確保（ERC^{*1}への動員要請） EMCの運営支援（宿泊場所、食事の手配等） 所在都道府県及び関係周辺都道府県等との連絡調整 EMC構成機関が行うEMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集 										
情報収集管理グループ (別図1参照)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果の取りまとめ及び妥当性の確認 緊急時モニタリング結果の企画調整グループへの伝達 妥当性確認における測定分析担当への再調査の連絡 										
測定分析担当 (別図1参照)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果の情報収集管理グループへの報告 可搬型モニタリングポストの設置、測定 モニタリングカー、サーバイメータによる測定 大気中ヨウ素試料の採取、測定 環境試料の採取、測定 資機材等の管理（汚染管理を含む） モニタリング要員の個人被ばく線量管理及び記録（EMC構成機関ごと） 環境試料の保管、廃棄 										
測定分析担当の組織と活動拠点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th><th>活動拠点（例示）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・関係指定公共機関</td><td>OFC、○(所在都道府県名)環境放射線監視センター</td></tr> <tr> <td>○(所在都道府県名)^{*2}</td><td>OFC、○(所在都道府県名)環境放射線監視センター</td></tr> <tr> <td>原子力事業者^{*3}</td><td>OFC、事業者分析室^{*4}</td></tr> <tr> <td>○(関係周辺都道府県名)^{*2}</td><td>関係周辺都道府県の環境放射線監視センター</td></tr> </tbody> </table>	組織	活動拠点（例示）	国・関係指定公共機関	OFC、○(所在都道府県名)環境放射線監視センター	○(所在都道府県名) ^{*2}	OFC、○(所在都道府県名)環境放射線監視センター	原子力事業者 ^{*3}	OFC、事業者分析室 ^{*4}	○(関係周辺都道府県名) ^{*2}	関係周辺都道府県の環境放射線監視センター
組織	活動拠点（例示）										
国・関係指定公共機関	OFC、○(所在都道府県名)環境放射線監視センター										
○(所在都道府県名) ^{*2}	OFC、○(所在都道府県名)環境放射線監視センター										
原子力事業者 ^{*3}	OFC、事業者分析室 ^{*4}										
○(関係周辺都道府県名) ^{*2}	関係周辺都道府県の環境放射線監視センター										

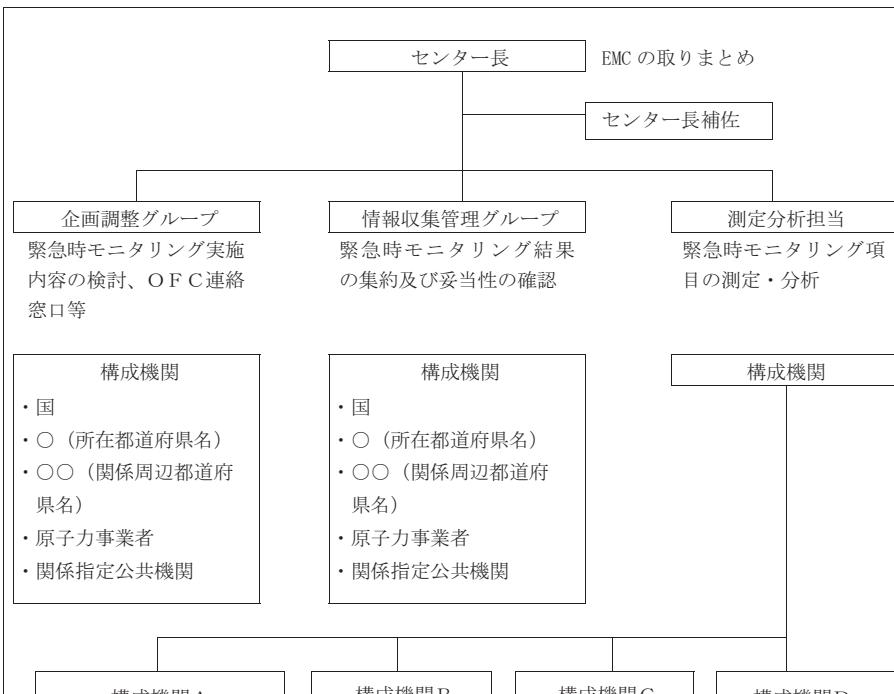
*1 ERCとは、原子力事故対策本部および原子力災害対策本部を表す。

*2 本部を持つ所在都道府県又は関係周辺都道府県においては「○(所在都道府県名)モニタリング本部」又は「○(関係周辺都道府県名)モニタリング本部」とする。

*3 発災事業者以外の原子力事業者は、国の動員計画に基づき参画するが発災事業者と同一場所で活動すると考えられるので、企業名ではなく「原子力事業者」とした。

*4 汚染状況により使用できない場合には、代替についてEMCが検討する。

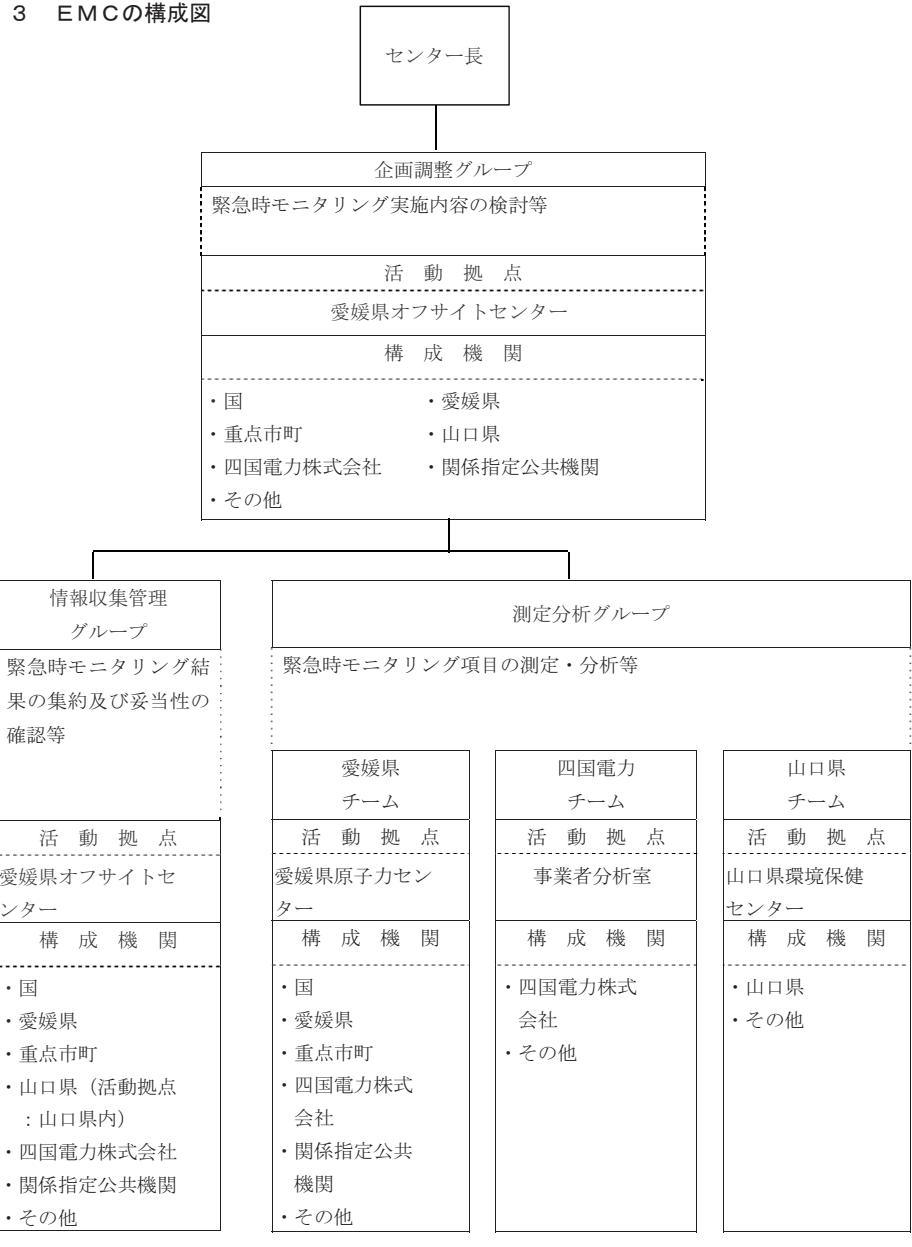
・実施要領に記載したため削除



別図1 緊急時モニタリングセンターの構成機関（所在都道府県の場合の例）

※1 本部を持つ所在都道府県及び関係周辺都道府県においては「○(都道府県名)モニタリング本部」とし、モニタリング本部の構成機関を記載する。

3 EMCの構成図



- ・活動拠点を追加して修正